### 【児童扶養手当】

- ●対象者次のいずれかに該当する子供を養育している父母又は養育者
  - ※子供とは、18歳になった年の年度末(3月31日)まで (一定の障害のある場合は20歳未満まで)です。
  - ・父母が婚姻を解消した子供
  - ・父又は母が死亡した子供
  - ・父又は母に一定の障害がある子供
  - ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子供



とろにゃん

## <支給額>

子供の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	45,500円	45,490円~10,740円
2人目加算額	10,750円	10,740円~5,380円
3人目以降加算額	6,450円(1人につき)	6,440円~3,230円(1人につき)

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の父母、兄弟姉妹等)の所得 により、手当の支給に制限があります。

### 【特別児童扶養手当】

- ●対 象 者 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子供を養育している父母又は養育者
- ●手当の金額 手当は1年に3回(4月、8月、11月)、支払月の前月までの4か月分ずつ支払われます。

#### <支給額>

障害の状態	月額(1人につき)
1級 (重度)	55,350円
2級(中度)	36,860円

- ※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の父母、兄弟姉妹等)の所得 により、手当の支給が停止になることがあります。
- ※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。

# 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当を受けている方は『現況届』、特別児童扶養手当を受けている方は『所得状況届』を毎 年8月に提出する必要があります。

これらの提出がない場合、11月以降の手当を受給できなくなりますのでご注意下さい。

#### 手続き方法

認定を受けている方には、7月下旬に書類を送付します。必要書類をご準備いただき、役場担当窓口 へご提出下さい。

#### 提出期日

児 童 扶 養 手 当…8月1日休から8月30日金まで 特別児童扶養手当…8月9日金から9月11日泌まで ※午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く)

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134